

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の 推進を図るための関係法律の整備に関する法律 ～第10次一括法～（令和2年6月10日法律第41号）

上 林 陽 治

はじめに

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（閣法32号）」（以下、「第10次一括法」という）は、2020年3月3日に閣議決定し、同日、201通常国会に提出された。審議は5月22日に衆議院本会議で可決、6月3日には参議院本会議で可決・成立し、6月10日に法律41号として公布された。衆参それぞれの可決状況は、委員会を含め全会一致であった。

第10次一括法は、2014年から導入された「提案募集方式」に基づく地方からの提案を、内閣府の地方分権改革有識者会議（座長・神野直彦日本社会事業大学学長・東京大学名誉教授。以下、「有識者会議」という）ならびに「提案募集検討専門部会」（部会長・高橋滋法政大学法学部教授。以下、「専門部会」という）の審議・検討を経て、「令和元年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和元年12月23日閣議決定。以下、「対応方針」という）として取りまとめられたもののうち、都道府県から指定都市への事務・権限の移譲（1法律）や、地方公共団体に対する義務付け・枠付けの見直し等（9法律）を一括して改正するものである。

第10次一括法で改正される法律と改正内容は、次の通り。

- | |
|---|
| <p>A 都道府県から指定都市への事務・権限の移譲（1改正事項（1法律））</p> <ul style="list-style-type: none">・ 軌道経営者に対する運輸開始の認可等に係る事務・権限を都道府県から指定都市へ移譲（軌道法） <2022年4月1日> <p>B 地方公共団体に対する義務付け・枠付けの見直し等（12改正事項（9法律））</p> <ul style="list-style-type: none">・ 地域型保育事業を行う者に対する確認について、事業所が所在する市町村以 |
|---|

外の市町村による確認を不要とする見直し（子ども・子育て支援法）＜公布の日から起算して3月を経過した日＞

- ・ 地方公共団体の議会の議員の選挙の立候補の届出に添えなければならない宣誓書において公職の候補者となるべき者が誓う事項として、当該選挙の期日において公職選挙法第9条第2項又は第3項に規定する住所に関する要件を満たす者であることと見込まれることを追加（公職選挙法）＜公布の日から起算して3月を経過した日＞
- ・ 公害審査委員候補者の委嘱期間について、1年を超え3年以下の期間で都道府県が条例で定めることを可能に（公害紛争処理法）＜公布の日＞
- ・ 試験研究を行う地方独立行政法人が、成果活用事業者等への出資等を行うことを可能に（地方独立行政法人法）＜公布の日から起算して3月を経過した日＞
- ・ 地方独立行政法人が、本来業務及び附帯する業務に該当しない土地等の貸付けを行うことを可能に（地方独立行政法人法）＜公布の日から起算して3月を経過した日＞
- ・ 子育て短期支援事業において、市町村が児童を里親等に直接委託して実施することを可能に（児童福祉法）＜2021年4月1日＞
- ・ 教育扶助（学校給食費等）を地方公共団体の長等に対して支払うことを可能に（生活保護法）＜2020年10月1日＞
- ・ みなし指定介護機関に係る指定の効力について、介護保険法に基づく指定の効力の停止に連動して停止する見直し（生活保護法）＜2020年10月1日＞
- ・ 生活保護費返還金等に係る収納事務について、私人に委託することを可能に（生活保護法）＜2020年10月1日＞
- ・ 市町村が実施する森林の土地の所有者等に関する調査結果を林地台帳に反映する見直し（森林法）＜公布の日＞
- ・ 町村による都市計画の決定に係る協議における都道府県同意の廃止（都市計画法）＜公布の日＞
- ・ 不動産鑑定士の登録申請等に係る都道府県経由事務の廃止（不動産の鑑定評価に関する法律）＜公布の日から起算して3月を経過した日＞

1. 2019年の提案募集の取り組み

(1) 2019年提案募集の受付及び重点事項の決定

① 2019年提案募集の経過⁽¹⁾

2014年に導入されて以来、都合6回目となる2019年の提案募集は、募集期間を前年とほぼ同様に、同年2月21日から事前相談・受付を開始し6月6日を受付終了とした。提案募集に際し、概要、以下の方針で臨むとした⁽²⁾。(下線は筆者)

第1に、提案のすそ野を広げるための取り組みとして、昨年につき、提案募集方式により、住民サービスの向上のみならず、事務の簡素化・効率化を図ることができることについても積極的に発信し、地方分権改革を進めていく自治体職員の意識改革を推進することとした。

第2に、提案の熟度向上のための取り組みとして、早期の相談を呼びかけつつ、提案に向けた丁寧な支援を実施し、また提案の対象性の判断等については、地方の問題意識を丁寧に汲み取りつつ、可能な限り柔軟に対応することとした。

そして第3に、対応方針において2019年度に「結論を得る」等とされた提案を中心に、着実かつ迅速に検討が行われるよう、内閣府と関係府省でより緊密に連携し、2019年の地方からの提案の検討・調整が始まる夏までの間について、途切れなく着実な検討が行われるよう、必要に応じて専門部会でのヒアリングを行う。

上記の第1点は、2018年の提案募集から強調されたものである。これは地方からの提案の中には事務改善に関する事例が多く見られ、これを地方分権改革推進室では、「重点事項に並んで重要なテーマ」として汲み上げ、「行政事務の効率化・迅速化に資する提案」として、実務レベルで府省との調整・協議を進めることとなった⁽³⁾。

なお提案の対象としない項目として、提案募集方式開始以来、引き続き、○国・地方の税財源配分や税制改正、○予算事業の新設提案、○国が直接執行する事業の

(1) 2019年提案募集の経過については、大熊智美「地方分権改革提案募集方式による『令和元年の地方からの提案等に関する対応方針』について」『地方自治』(868)2020・3、40頁以下参照

(2) 第36回有識者会議・第89回専門部会合同会議(2019年2月20日)資料5参照

(3) 第33回有識者会議・第72回専門部会合同会議(2018年6月29日)資料8参照

運用改善、○個別の公共用物に係る管理主体の変更、○現行制度でも対応可能であることが明らかな事項のような提案は対象としないとしている⁽⁴⁾。

② 提案状況

2019年の地方からの提案状況は、さまざまな提案促進策にもかかわらず、再び低下傾向に陥り、提案募集制度開始以来最も少ない301件であった（2018年319件、2017年311件、2016年303件、2015年334件）。一方、提案団体数は増加し、とりわけ懸案だった市区町村からの提案は282団体・222件（2018年256団体・201件、2017年129団体・198件、2016年96団体・154件）へと引き続き増加した（表1参照）。

計301件の検討区分は、①内閣府と関係府省との間で調整を行う提案が182件（うち重点事項－後述－45事項・55件）、②関係府省における予算編成過程での検討を求める提案が18件、③その他（提案募集の対象外である提案を含む）が101件となった（表2参照）。

提案内容については、権限移譲に関する提案が35件（2018年42件、2017年53件）にさらに減少し、義務付け枠付けの緩和・必置規制の見直しに関する提案も266件（2018年277件、2017年258件）へと減少に転じた。

なお「提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案」「提案募集の対象外である提案」に分類されたその他の件数は、2018年の116件から2019年は86件へと減少した。ここに分類されるものは、地方からの提案のままでは関係府省との調整には入ることができない‘精緻さに欠けた’提案であり、2018年には急増していたものである。このため先の提案募集に際して内閣府の臨む方針で「提案の熟度向上」を掲げざるをえず、この方針のもと116件から86件へと減少したものと考えられる。

内閣府の様々な努力にもかかわらず提案総数は減少し、かつ提案内容そのものを精査した結果、内閣府と関係府省との間で調整を行う提案が、提案募集制度開始以来、最も少ない件数となった。

(4) この点について谷隆徳日本経済新聞編集委員は「例えば関西広域連合のような広域組織が国の出先機関の事務権限の移譲を求めても有識者会議では門前払いになる」と指摘している。「岐路に立つ地方分権改革」『日経グローバル』（379）2020・1・6、47頁

表 1 提案団体数・件数

団体区分	2019年		2018年		
	団体数	件数	団体数	件数	
都道府県	47団体・13.1%	133件・44.2%	46団体・14.7%	160件・50.2%	
市区町村	282団体・81.8%	222件・73.8%	256団体・81.8%	201件・63.0%	
	市区	186団体・51.7%	168件・54.0%	184団体・58.8%	157件・49.2%
	町村	96団体・26.7%	54件・17.9%	72団体・23.0%	44件・13.8%
全国的連合組織等	31団体・8.6%	94件・31.2%	11団体・3.5%	96件・30.1%	
計	360団体	301件	313団体	319件	

出典) 第37回有識者会議・第91回専門部会合同会議(2019年6月28日)資料4より筆者作成

表 2 2019年の地方からの提案と検討区分別の状況

○2019年提案件数：301件		2018年： 319件	2017年： 311件
内閣府と関係府省との間で調整を行う提案	182件	188件	210件
重点事項（フォローアップ案件含む）	45事項	51事項	51事項
重点事項と位置付けられた提案	55件	75件	96件
関係府省における予算編成過程での検討を求める提案	18件	15件	28件
その他	101件	116件	73件
提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案	86件	101件	57件
提案募集の対象外である提案	15件	15件	16件

出典) 第37回有識者会議・第91回専門部会合同会議(2019年6月28日)資料3より筆者作成

③ 重点事項の決定

第37回有識者会議・第91回専門部会合同会議(2019年6月28日)では、301件の提案のうち、専門部会で調査・審議する重点事項として45事項(提案件数55件)を決定した。

重点事項を決定するメルクマールは、2017年から以下の4点となっている。

- (1) 地方創生、一億総活躍社会の実現に資するもの、
- (2) これまでの地方分権改革の取り組みを加速・強化するもの(関連・類似事務の状況から、権限移譲や義務付け・枠付けの見直しが必要なもの/これまでの勧告等で存続のメルクマールに該当しない義務付け・枠付けの見直し/これまで進めてきた指定都市、中核市等への権限移譲等の更なる推進)、
- (3) 住民サービスの向上や適切な実施に直結するもので、部会での法的な視点か

らの専門的な調査・審議に馴染むもの、

- (4) 2018年までの対応方針において今後の検討事項とされているもののうち、これまでに専門部会で重点事項として審議した事項等、重点的に議論を深める必要があるもの。

上記のうち(4)は5事項(2018年6事項、2017年は10事項)で、具体的には、以下の事項である⁽⁵⁾。

- ① 放課後等デイサービスの利用対象を専修学校に通う児童まで拡大する見直し(児童福祉法)【法律改正】<2018年フォローアップ案件>
- ② 学校給食費に係る児童手当からの特別徴収(学校給食法、児童手当法)【法律改正】<2017年フォローアップ案件>
- ③ 町村の都市計画に係る都道府県同意の廃止(都市計画法)【法律改正】<2014年フォローアップ案件>
- ④ 乗用タクシーによる貨物の有償運送の対象区域の拡大(道路運送法)【通達改正】<2017年フォローアップ案件>
- ⑤ 身体障害者手帳の再発行申請におけるマイナンバー記入の義務付け廃止(身体障害者福祉法等)【省令改正等】<2018年フォローアップ案件>

また45重点事項を分野ごとに分類すると、子ども・子育て事項が多数を占め、この課題が地方自治体の施策展開において桎梏になっている姿が窺われる。2018年から重点化された「その他関係規定の見直しにより多様なサービス提供や行政適正化・効率化等を図るもの」が9事項で2番目に多く、「民間事業者等の積極的な活用を図るもの」も3事項となっている。これら地方分権改革とは言い難い事務カイゼンや行政改革分野の提案が重点事項の3分の1を占めるのは、分権改革の変質を物語るものとして特記しておく。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1. 子ども・子育てについて、柔軟な支援の提供等によりサービスの質・量の確保等を図るもの 12事項2. 医療・福祉について、要件の見直し等により必要なサービスの確保等を |
|---|

(5) 第37回有識者会議・第91回専門部会合同会議(2019年6月28日)資料7参照

図るもの 6 事項

3. 街づくりや土地等の有効活用について、要件や手続の見直し等により地域資源の活用促進等を図るもの 7 事項
4. 地域における交通網・運送網の円滑な確保を図るもの 4 事項
5. 地域における安心・安全な暮らしについて、地域の迅速かつ的確な対応を図るもの 4 事項
6. 民間事業者等の積極的な活用を図るもの 3 事項
7. その他関係規定の見直しにより多様なサービス提供や行政適正化・効率化等を図るもの 9 事項

改正を求めるレベルで重点事項を分類すると、法律改正を求めるものが22事項（2018年25事項、2017年31事項）、政令改正2事項（2018年3事項、2017年3事項）、省令改正7事項（2018年16事項、2017年8事項）等で、提案段階では法令改正を求めているものが3分の2を占めていた。ただし、その数は減少している。

なお、第10次一括法で改正された10法律のうち、重点事項として選定され改正に至ったものが5法律、フォローアップ案件に係るものが1法律だった。

（2）検討状況

重点事項に関しては、内閣府から関係府省へ検討要請が行われ、7月に各府省からの提案に対する第1次回答が示されたのち、8月上旬に5回の専門部会が開催され、集中的に各府省ヒアリングが行われた。

また8月29日の第97回専門部会では、地方3団体（全国知事会・全国市長会・全国町村会）からのヒアリングが行われた。

9月2日の第38回有識者会議・第98回専門部会では、重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び専門部会からの再検討の視点を取りまとめられ、その後、関係府省への再検討要請、10月7～18日にかけて、5回にわたり専門部会で関係府省からの第2次ヒアリングが行われた。

その後11月19日に開催された第39回有識者会議・第104回専門部会において、「令和元年の地方からの提案等に関する対応方針（案）」が取りまとめられ、12月23日に開催された政府の地方分権推進本部及び閣議において、2019年の対応方針を決定した。

(3) 2019年の地方からの提案等に関する対応方針

2019年の対応方針では、地方からの提案301件のうち178件について関係府省と協議に付され、このうち、160件が「実現・対応」することとなったとし、実現／対応の割合は89.9%で、提案募集方式開始以来、最も実現／対応割合が高いものになったとしている（表3参照）。

表3 地方からの提案に関する対応状況

分類 年	(件数)					実現／対応 の割合
	提案の趣旨を 踏まえて対応	現行規定で 対応可能	小 計	実現できな かったもの	合 計	
2014年	263	78	341	194	535	63.7%
2015年	124	42	166	62	228	72.8%
2016年	116	34	150	46	196	76.5%
2017年	157	29	186	21	207	89.9%
2018年	145	23	168	20	188	89.4%
2019年	140	20	160	18	178	89.9%

出典) 第13回推進本部(2018年12月23日)「令和元年の地方からの提案に関する対応状況」

2. 第10次一括法の概要

第10次一括法は、2019年の対応方針において、法律の改正により措置すべき事項は、所要の一括法案等を2020年の通常国会に提出するとしていたことを踏まえたもので、都道府県から指定都市への事務・権限の移譲(1事項1法律)及び地方公共団体に対する義務付け・枠付けの見直し等(12事項9法律)に係る関係10法律を一括して改正したものである。以下、個別法律ごとに概要を見ることとする⁽⁶⁾。

(6) 第10次一括法の概要については、中川航輔「第十次地方分権一括法について」『地方自治』(873)2020・8、25頁以下、大熊智美「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(第10次地方分権一括法)について」『地方財政』59(8)、2020・8、82頁以下を参照

A 都道府県から指定都市への事務・権限の移譲

① 軌道経営者に対する運輸開始の認可等に係る事務・権限を都道府県から指定都市へ移譲（軌道法）

- ・ 軌道（路面電車、都市モノレールなど）に関して都道府県知事が行う運輸開始の認可等の事務・権限のうち、一の指定都市内で完結する路線に関するものについて、指定都市へ移譲する。
- ・ これにより、指定都市において道路の管理と一体的に事務を行うことが可能になり、事務の効率化に資するとともに、認可までの時間が短縮されること等により事業者の利便性の向上に資する。

【提案団体】九州地方知事会

地方からの提案では、指定都市内の道路に関しては、道路法において、直轄国道を除き、指定都市が道路管理者として定められており、都道府県が管理する道路がないにもかかわらず、指定都市内で完結する軌道について、都道府県知事が認可等の事務を行うこととされており、現に道路を管理する指定都市の市長が直接処理を行っていないため、事務が非効率となっているとし、指定都市への事務・権限の移譲を求めている。

改正案では、軌道に関して都道府県知事が行う運輸開始の認可等の事務・権限のうち、一の指定都市内で完結する路線に関するものについては、指定都市に移譲することとした。

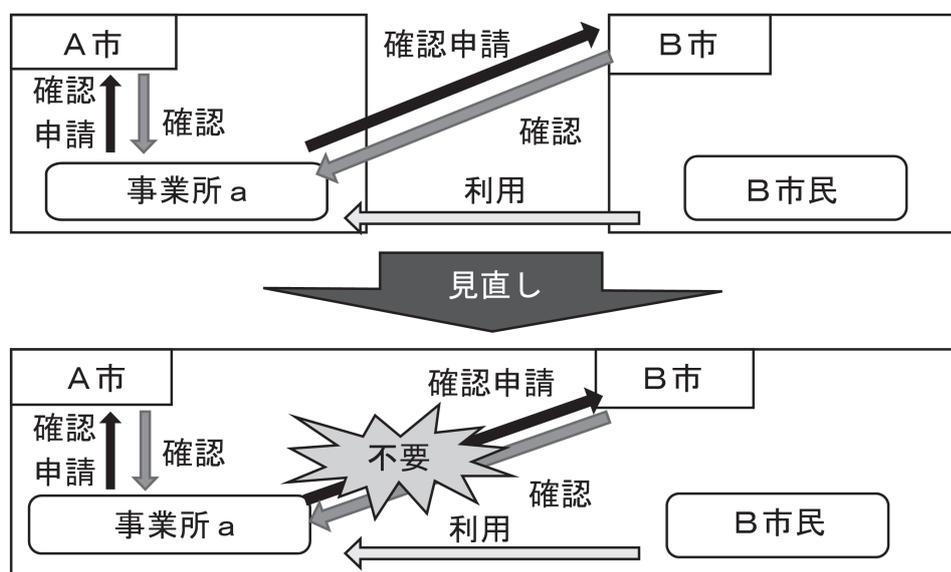
なお軌道法の改正を受け、同法施行令に規定される工事施行の認可等の都道府県経由事務も指定都市に移譲される。

B 地方公共団体に対する義務付け・枠付けの見直し等

① 地域型保育事業を行う者に対する確認について、事業所が所在する市町村以外の市町村による確認を不要とする見直し（子ども・子育て支援法）

- ・ 定員20名未満かつ2歳児までの受入れを基本とする地域型保育事業（小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業）を広域利用する場合の事業所所在市町村以外の市町村の長による「確

認」（地域型保育給付費等の支給に当たっては、市町村の長が給付の支給に係る事業を行う者を事業所ごとに「確認」することとされている）を不要とする。



【提案団体】 豊中市

地域型保育事業において、市町村が保護者に対し地域型保育給付費を支給するに当たっては、地域型保育事業者の申請により、当該市町村の長が事業所ごとに給付の対象を特定するための確認を行う必要がある。

従来においては、当該確認の効力が、確認を行った市町村に居住する者に限定される。このため、事業所の所在地の市町村以外に居住する者が利用する場合には、事業所の所在市町村の長による確認に加えて、当該他の市町村の長も、事業所の所在市町村の長の同意を得た上で、確認を行う必要がある。

改正法では、地域型保育事業所を広域利用する場合の事業所所在市町村以外の市町村の長による確認を不要とすることとした。

② 地方議会議員選挙の立候補の届出書に添付する宣誓書の宣誓内容に「当該選挙の期日において住所要件を満たす者であることと見込まれること」を追加（公職選挙法）

- 立候補の届出書に添付する宣誓書の宣誓内容に、「当該選挙の期日において住所要件（引き続き3か月以上市町村の区域内に住所を有する者であることなど（公職選挙法第9条第2項又は第3項））を満たす者であると

見込まれること」を追加する。

上記宣誓内容に虚偽があった場合、虚偽宣誓罪（30万円以下の罰金）が適用され（公職選挙法第238条の2第1項）、原則5年間、公民権（選挙権及び被選挙権）が停止される（公職選挙法第252条第1項）。

【提案団体】兵庫県、播磨町

2019年の地方議会議員選挙において、公職選挙法の住所要件（引き続き3か月以上市町村の区域内に住所を有する者であることなど）を満たさない者が当選を得られないことを承知の上で立候補する事案⁽⁷⁾が発生した。

地方議会議員の立候補に必要な書類が形式的に不備なく提出された場合、選挙長は、形式的審査権は有するが、実質的審査権は有しないため、住所の記載内容に疑義があっても受理せざるを得ず⁽⁸⁾、立候補届受理後に住所要件を満たさず被選挙権がないことが確認されれば、被選挙権のない候補者に対する投票は、無効投票として取り扱われることとなる。

このため地方からの提案では、虚偽による立候補届を行うことを抑止し、住所に疑義のある立候補届のうち少なくとも虚偽のものによって有権者の一票を無駄にしないため、住所等の届出内容が真実で、住所要件を満たしている旨の宣誓書の提出を求めている。

なおこのような改正によっても、被選挙権を有しない者が立候補した場合、開票の際に初めて非選挙権の有無について問われることについては変更がない。その結果、当該候補者への投票は無効票となるとともに、選挙関係の事務にも支障をきたすことになる。

したがって、「今後は、公職選挙法の整理を今一度行い、こうした残された課

(7) 兵庫県、兵庫県播磨町、東京都足立区、東京都奥多摩町、東京都日の出町

(8) 「町議会議員選挙の効力に関する訴願裁決取消請求事件」（最判一小 昭36・7・20）において、選挙長は、立候補届出の受理に当たっては、候補者が被選挙権を有するか否か等実質的な審査をする権限を有せず、開票に際し、選挙会において被選挙権の有無を決定すべきとされている。

題を解決する」必要があるとの指摘がある⁽⁹⁾⁽¹⁰⁾。

③ 公害審査委員候補者の委嘱期間について、1年を超え3年以下の期間で都道府県が条例で定めることを可能に（公害紛争処理法）

- ・ 公害審査会（常設の機関）を置かない都道府県は、公害審査委員候補者を委嘱することとされている。公害審査委員候補者については、「毎年」委嘱することが法定されているところ、これを1年を超え3年以下の期間で都道府県が条例で定める期間ごとに委嘱することを可能とする。

【提案団体】山梨県

都道府県は、条例で定めるところにより、都道府県公害審査会（以下「審査会」という。任期は3年）を置くことができるとされている。他方、常設の審査会を置かない都道府県においては、公害審査委員候補者を「毎年」委嘱し、公害審査委員候補者名簿を作成することとされており、同名簿を作成しているのは10県（岩手県、山梨県、長野県、和歌山県、鳥取県、島根県、徳島県、香川県、愛媛県及び長崎県）となっている。

地方からの提案は、公害審査委員候補者については、1年を超えて再任される候補者が多く、短い期間で改選手続きが発生し、事務負担となっているとして、委嘱期間の条例委任を求めていた。

改正案では、公害審査委員候補者を「毎年」委嘱するとしつつも、1年を超え

(9) 大石貴司・出石稔「第10次地方分権一括法の概要と論点」『ガバナンス』2020・4、71頁

(10) 人口減少に伴う自治体消滅を回避し、地域を再活性化するために、移住や2地域居住、関係人口の増大という施策が実施過程に入ったなかで、地方議会議員の立候補要件を狭めて規制する法改正は、時代の要請に逆行する。山下祐介氏は次のように主張する。「自治体および地方議会は、早く政策形成過程におけるメンバーシップの修正に取り組まなくてはならない。……現代社会は、広域移動社会である。人々はいくつもの地域や集団に関わって暮らしている。それに対して住民票は一つしか与えられない。……居住地主義を修正して、出身者や仕事などでかかわりのある関係人口を議会や行政の政策形成過程に取り込むなど、覚悟を決めればやれるし、やるべき議論は山ほどある。……「住民」こそが地方自治体の担い手であり、メンバーである。そのメンバーたちの未来を確実に約束できる設計図を描くことが、地方行政・議会には問われている。……「我が自治体にとって住民とは誰なのか」。実はこのことを改めて問題化していく能力こそが、この人口減少時代の自治体／地域には問われている。同「自治体にとって住民とは何か」『月刊地方自治職員研修』（731）2020・2、23頁

3年以下の期間で都道府県が条例で定める期間ごとに委嘱することも可能とした。

④ 試験研究を行う地方独立行政法人が、成果活用事業者等への出資等を行うことを可能に（地方独立行政法人法）

- ・ 試験研究を行う地方独立行政法人が、設立団体の長の認可を受けて成果活用事業者等への出資を行うこと並びに成果活用事業者への支援に伴う株式等の取得及び保有を行うことを可能とする。

【提案団体】 神奈川県

地方独立行政法人法は、地方独立行政法人の業務の範囲を定めており、試験研究を行う地方独立行政法人がベンチャー企業等に対し出資をすることはできなかった。

一方、国立研究開発法人については、2018年12月に、ベンチャー企業支援に際しての研究開発法人による出資の拡大等が行われ、公立大学法人においても、2016年5月に、当該大学における技術に関する研究の成果の活用を促進する事業を実施する者に対し、出資を行うことが可能となっている。

改正法では、試験研究を行う地方独立行政法人が、設立団体の長の許可を受けて成果活用事業者（法人発ベンチャー）⁽¹¹⁾等への出資を行うことや、成果活用事業者への支援に伴う株式等の取得及び保有を行うことを可能とすることとしている。

⑤ 地方独立行政法人が、本来業務及び附帯する業務に該当しない土地等の貸付けを行うことを可能に（地方独立行政法人法）

- ・ 地方独立行政法人が所有する土地等について、当面使用予定がない場合に、本来業務等に支障のない範囲で、設立団体の長の認可を受けて、第三者への貸付けを行うことを可能とする。

【提案団体】 大阪府、滋賀県、京都府、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、

(11) 法人発ベンチャー等における契約上の問題を指摘したものとして、山田剛志『搾取される研究者たち 産学協同研究の失敗学』光文社新書、2020年

徳島県、関西広域連合

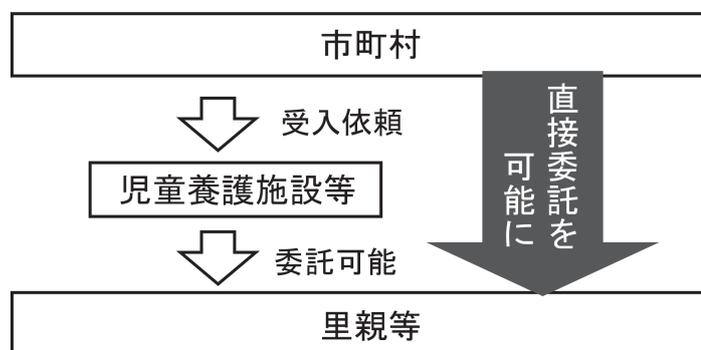
前述④の通り、地方独立行政法人が行うことができる業務の範囲は、地方独立行政法人法第21条第1号から第6号に掲げる業務及び附帯する業務のみである。このため地方独立行政法人（公立大学法人を除く。）が所有する土地等については、本来業務及びこれに附帯する業務に該当しなければ第三者に貸付けることができなかった。

一方、国立大学法人では、2016年5月の国立大学法人法の改正により、また、公立大学法人においても、2019年5月の第9次一括法における地方独立行政法人法の改正により、大学業務及びこれに附帯する業務に該当しない土地等の貸付けが可能となった。

改正法では、地方独立行政法人が、設立団体の長の認可を受けて、本来業務及びこれに附帯する業務に該当しない土地等を貸付け、その対価を本来業務のために必要な費用に充てることができることとしたもの。

⑥ 子育て短期支援事業において、市町村が児童を里親等に直接委託して実施することを可能に（児童福祉法）

- ・ 子育て短期支援事業（保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童を児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業）において、市町村が児童養護施設等を介さずに児童を里親等に直接委託し、必要な保護を行うことができるようにする。これにより、近隣に児童養護施設等が存在しない場合においても、地域の実情に応じた子育て短期支援事業の安定的な実施を可能とする。



【提案団体】 大阪府、滋賀県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都

市、関西広域連合

子育て短期支援事業は、保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童を児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業である。その実施にあたっては、児童の保護・養育に関して高い専門性を有している児童養護施設等が実施施設とされている。一方、当該事業の実施主体である市町村の中には、区域内に児童養護施設等が存在しないところもあり、その場合には、児童養護施設等にあらかじめ登録された里親等に再委託しなければ子育て短期支援事業を行うことができないものとなっていた。

改正法では、子育て短期支援事業について、市町村が児童養護施設等を介さずに里親等に直接委託して、必要な保護を行うことができるようにするとしたもの。

⑦ 教育扶助（学校給食費等）を地方公共団体の長等に対して支払うことを可能に（生活保護法）

- ・ 教育扶助（学校給食費等）について、学校の長等に加え、地方公共団体の長等に支払うことを可能とする。

【提案団体】神奈川県、千葉県、川崎市、相模原市、平塚市、藤沢市、小田原市、秦野市、伊勢原市、開成町、愛川町、山梨県

学校給食費については、学校ごとに徴収・管理する「私会計」方式が採用されてきた。文部科学省は、教員の業務負担の軽減等に向け、学校給食費を地方公共団体の会計に組み入れる「公会計制度」を促進し、学校給食費の徴収・管理を自治体が自らの業務として行うことを推進している⁽¹²⁾。

しかしながら、公会計化した場合、教育扶助のための保護金品を自治体の長に交付できる規定はなく、徴収する際には、一旦学校長や被保護者世帯に交付された学校給食費を自治体の長に納付する等の手続がとられることとなっていた。

改正法では、教育扶助のための保護金品（学校給食費等）のうち、被保護者の親権者又は未成年後見人が支払うべき費用について、学校の長等に加え、地方公共団体の長等に対し、保護の実施機関が代わりに支払うことができるものとしている。これにより、教職員の事務負担の軽減を図るための学校給食費等の公会計

(12) 文部科学省「学校給食費徴収・管理に関するガイドライン」（2019年7月）

化に対応し、地方公共団体等における事務の円滑な実施に資するものとなる⁽¹³⁾。

⑧ みなし指定介護機関に係る指定の効力について、介護保険法に基づく指定の効力の停止に連動して停止する見直し（生活保護法）

- ・ みなし指定介護機関（介護保険法に基づく指定等を受けることで、生活保護法による指定も受けたものとみなされる）について、介護保険法による指定の効力の停止が行われた場合に、連動して生活保護法による指定の効力を停止する。

【提案団体】指定都市市長会

生活保護法において、介護機関が生活保護受給者に介護サービスの提供を行うためには、生活保護法による指定を受ける必要がある。当該指定については、介護保険法による指定又は許可を受けた介護機関は、生活保護法による指定を受けたこととみなすこととされている（みなし指定介護機関）。

従前は、みなし指定介護機関が介護保険法による指定の取消等を受けた場合、生活保護法上においても連動して指定の効力を失うこととされているが、当該みなし指定介護機関が介護保険法による指定の一部効力の停止を受けた場合、生活保護法上では当該処分に連動して一部効力の停止を行うことができる規定がない。このため、介護保険法上で指定の一部効力の停止があった場合には、行政手続法に基づく不利益処分を行い、生活保護法上の指定の一部効力の停止をしている。

改正法では、みなし指定介護機関について、介護保険法の指定等の全部又は一部の効力の停止があったときは、当該効力が停止された部分及び期間に限り、連動して生活保護法の指定の効力も停止するものとしている。

(13) 学校給食費等の公会計化の必要性については、中村文夫『子どもの貧困と教育の無償化 学校現場の実態と財源問題』明石書店、2017年を参照。中村は次のように指摘する。「（学校給食費）ほかの補助教材費、修学旅行費などは、どこの法律にも徴収することを可能とする文言は存在しない。公教育という公共事業にあって税外負担をする場合には、法令に基づく必要がある。ない以上は違法な行為である。さらに、取扱いでも公会計化せずに校長や担当教員の口座（校長という肩書のついた口座であっても私的口座であることには変わりがない）で金銭の保管・出し入れをすることは違法である。地方自治法210条（総額予算主義）により一切の収入及び支出は歳入歳出予算に編入することとされている。」同書、26頁

⑨ 生活保護費返還金等に係る収納事務について、私人に委託することを可能に（生活保護法）

- ・ 生活保護費返還金等に係る収納事務について、地方公共団体の判断で、私人委託（コンビニ納付）を可能とする。

【提案団体】 船橋市

地方自治体の公金の取り扱いは、地方自治法の規定により、法律またはこれに基づく政令に特別の定めがある場合を除き、公金の収納事務を私人に委託してはならないこととされているため、被生活保護者が生活保護費を返還する場合、金融機関での納付書による支払、福祉事務所での窓口支払、現金書留、口座振替等があるが、日中は就労している等の理由から金融機関での納付書払いが困難であることや、福祉事務所までの交通費がかかる等、債務者にとって利便性が低くなっている。

改正法では、生活保護費返還金等に係る収納事務について、地方公共団体の判断で、私人（コンビニ）に委託することを可能とするもの。

⑩ 市町村が実施する森林の土地の所有者等に関する調査結果を林地台帳に反映する見直し（森林法）

- ・ 市町村が実施する森林の土地の所有者等を把握するための調査により得られた情報を林地台帳へ反映するものとする。※ 地方税法上の守秘義務の対象である固定資産税情報について、本改正を受けて、市町村内部での利用を可能とする。

【提案団体】 福井市、高知県、北海道、徳島県、香川県、愛媛県、安芸市、四万十市、香美市、大豊町、佐川町、梶原町

固定資産課税台帳記載情報の内部利用について、2012年4月1日以降に森林の土地の所有者となった旨の届出の義務がある者に関する登記簿と異なる情報に限って、地方税法第22条に規定する守秘義務が課せられる情報に該当しないとして、市町村の林務部局は、税務部局から提供を受けることができることとされている。

地方からの提案では、2012年3月31日以前に森林の土地の所有者となった者の登記簿と異なる固定資産課税台帳記載情報についても、行政機関内部での利用を可能にすることを求めている。

改正法では、市町村が実施する森林の土地の所有者の氏名等を把握するための調査により得られた情報を林地台帳へ反映するものとし、この改正を受けて、現在地方税法上の守秘義務の対象である固定資産課税台帳情報の市町村内部での利用を可能とするもの。

⑪ 町村による都市計画の決定に係る協議における都道府県同意の廃止（都市計画法）

- ・ 町村の都市計画の決定又は変更の際に行う都道府県知事の同意を要する協議については同意を廃止し、同意を要さない協議とする。

【提案団体】酒々井町、全国町村会

市町村は、都市計画の決定又は変更の際して、都道府県知事に協議しなければならないとされており、町村にあっては都道府県知事の同意を得なければならないとされている。町村と市で「知事の同意の有無」が異なることについて、国土交通省は、「市が行う都市計画については、都市計画制度における累次の分権化により市町村が定める都市計画権限・件数が大幅に増加しており、さらに、町村と比較して市は都市計画に関する執行体制、経験等が充実していること等を踏まえ」と説明し、2011年に成立した第1次一括法において市に対する都道府県知事の同意は廃止された。

2014年の地方からの提案では、都市計画に関わる行政経験も十分ある町村や人口規模において市よりも大きい町村がある中で、町村が一律に執行体制、経験等が不足しているとの理由から同意が必要との考え方は合理性がないとし、全国町村会は、町村の都市計画の決定に関する都道府県の同意の廃止を求めている。

同提案については、2014年、2015年及び2018年に対応方針が示され、検討が進められてきた。とりわけ2015年7月には、全国町村会から制度の運用実態等についての調査・分析の報告が明らかにされ、そこでは「町村と5万人未満市や町村合併市との比較では、特に人口当たりの都市計画担当職員などはほぼ同じ状況」

「（業務経験年数は）約4年となっており……経験年数が最も長い職員の平均経験年数は約7年……約85%の町村が国や都道府県が実施する研修をはじめ、職員

に対し、研修の機会を提供している」「町村が定めている地区計画数は……5万人未満市や町村合併市よりも多い」と報告した⁽¹⁴⁾。

これらの経過を踏まえ、2019年の対応方針において、同意を廃止することとされた。

改正法では、町村の都市計画の決定又は変更に際して行う都道府県知事の同意を要する協議については同意を廃止し、同意を要さない協議とするとしている。

⑫ 不動産鑑定士の登録申請等に係る都道府県経由事務の廃止（不動産の鑑定評価に関する法律）

- ・ 不動産鑑定士の国（地方整備局等）に対する登録申請等（新規登録、登録の変更、死亡等の届出、登録の消除の申請）について、都道府県経由事務を廃止する。

【提案団体】愛知県

不動産鑑定士の新規登録、変更の登録、死亡等の届出、登録の消除に係る登録申請等の書類については、登録申請等を行う者の住所地を管轄する都道府県知事を経由して、国土交通大臣（実際には地方整備局長又は北海道開発局長）に提出しなければならないとされている。

地方からの提案では、当該業務は法定受託事務ではあるが、実際に行っているのは簡単な形式チェックのみであり、都道府県の判断を要するようなものは含まれていないにもかかわらず、都道府県における事務処理に時間を要しているため、都道府県を経由する義務付けの廃止を求めていた。

この提案に対し国土交通省で検討を行ったところ、申請書類等の約8割が郵送による提出となっていることや、申請書類等は、インターネット上の案内を参照すれば容易に書類を作成できることから、対面での提出である必要はないとの結論となった。

改正法では、不動産鑑定士の登録申請等に係る都道府県経由事務を廃止し、不動産鑑定士の登録申請等の書類は、直接、国土交通大臣（地方整備局長又は北海道開発局長）に提出することとした。

(14) 全国町村会「町村の都市計画に係る都道府県同意の廃止について」2015年7月

3. 国会での議論

(1) 審議概要

第10次一括法案の議案審議経過は、表4の通り。

表4 第10次一括法の議案審議経過

項目	内容
議案種類	閣法
議案提出回次	201
議案番号	32
議案件名	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案
衆議院議案受理年月日	令和2年3月3日
衆議院付託年月日／衆議院付託委員会	令和2年5月13日／地方創生に関する特別委員会
衆議院審査終了年月日／衆議院審査結果	令和2年5月20日／可決
衆議院審議終了年月日／衆議院審議結果	令和2年5月22日／可決
衆議院審議時党派態度	全会一致
参議院予備審査議案受理年月日	令和2年3月3日
参議院議案受理年月日	令和2年5月22日
参議院付託年月日／参議院付託委員会	令和2年5月26日／地方創生及び消費者問題に関する特別委員会
参議院審査終了年月日／参議院審査結果	令和2年5月29日／可決
参議院審議終了年月日／参議院審議結果	令和2年6月3日／可決
公布年月日／法律番号	令和2年6月10日／41

(2) 主な質疑

総論

○10回目の一括法だということを念頭に、地方分権改革の今後のあり方について。

→提案募集方式の充実や事前情報提供制度の各府省への徹底などに取り組みながら、義務づけ、枠づけの見直しを始めとする地方分権改革の一層の推進に取り組む。

○市町村からの提案の動向は？

→平成29年に129団体・198件であったものが、平成30年には256団体・201件、令和元年には282団体・222件となるなど、平成27年以降、提案団体数、提案件数とも年々

増加、令和元年はいずれも過去最高。

○提案募集方式によるこれまでの成果は？

→地方の現場における支障を解決し、地方創生や住民サービスの向上に資する重要な意義。地方三団体からも地方分権改革の歩みを着実に進めるものとして評価。

→人口規模の小さい市町村を中心とした提案の裾野の拡大が課題。類似する制度改正などを一括して検討するため、本年（2020年）の提案募集においては重点募集テーマの設定を行うなどの工夫を行っているところ。

個別法課題

① 地域公共交通関係

○地域公共交通における分権改革はどれくらい進んだのか？

→平成25年の第4次一括法で、自家用有償旅客運送の登録、監査等に係る事務、権限を希望する都道府県又は市町村に移譲するため道路運送法の改正を行った。平成26年には、地方公共団体が町づくりなどの地域戦略と一体で公共交通ネットワークサービスを提供できるよう、地域公共交通網に関する計画の策定主体に位置付ける地域公共交通活性化再生法の改正などが行われた。また、平成26年から導入した提案募集方式でも、自家用有償旅客運送の活用促進、地域公共交通会議等の運用改善などの対応を行ってきた。

② 地方議会議員選挙の立候補の届出書に添付する宣誓書の宣誓内容に「当該選挙の期日において住所要件を満たす者であることと見込まれること」を追加（公職選挙法）

○提案募集で求められていたことは、①住民票提出の義務づけ、②宣誓書を提出させ、違反した場合は罰則を設けるの2つ。今回改正では住民票提出は入っていない。なぜか。

→立候補届出時に住民票を添付させることは、立候補者に新たな負担を課すことになること、地方議会議員の被選挙権に必要な住所要件はあくまで居住実態の有無により判断すべきもので、単に住民票の有無のみをもって判断することはできないことを踏まえれば、住民票添付ではなく宣誓書によって当該事案が起らないように抑止することが適切。

○住民票の有無ではなく、居住実態の有無であるということは、住民票がその自治体の中になくても立候補できるのか。

→住民票が何らかの都合によりなくとも、住所という実態があれば立候補できる。

③ 教育扶助（学校給食費等）を地方公共団体の長等に対して支払うことを可能に（生活保護法）

○現在、学校給食の公営化（ママ）はどの程度進められているのか、また公営化を進めていく上で地方団体や児童の保護者にどのようなメリットを伝えていくのか。

→文部科学省では、学校現場の負担軽減等の観点から、昨年（2019年）7月、学校給食費徴収・管理に関するガイドラインを公表。学校給食費の公会計化を促進するとともに、学校給食費の徴収、管理業務を地方公共団体がみずからの業務として行うことを促進。

公会計化の促進に当たり、教育委員会関係者対象の会議や文部科学省の雑誌等で周知を図ってきた。全国市長会及び全国町村会にも御協力いただき、関係会議での説明や会員用ホームページへの掲載も行っている。現在、大体40%程度。

○教育扶助のための保護金品の支払い先を政令で規定する予定としているが、支払い先にはどのようなものが含まれているのか。

→生活保護法では、学校給食費を含む義務教育に伴う費用について教育扶助として支給。この給食費につき、現行では、教育扶助を生活保護受給世帯に対して支払うことにかえ、私会計として教育費等の徴収、管理業務を行う学校長に対して直接払うことも可能としている。学校給食費等の公会計化を踏まえ、教育費等の徴収、管理業務を行う地方公共団体に対し、今回の措置によって直接、教育扶助を支払うということを想定。

○保護世帯の子どもの保護者が生活保護世帯以外の子どもの保護者と同様に必要な教育費などの支出を行うことが本来あるべき姿。給食費の天引きのような扶助費の執行には違和感。

→今般の法改正は、学校給食費等を含む教育扶助の支払いについて、学校長等に加え地方公共団体も支払い先に加えるもの。学校給食費等が公会計化された地方公共団体においても、引き続き福祉事務所が代理で納付をすることが可能となる措置。法改正後も、福祉事務所が被保護者の自立助長のために必要と判断した場合は、一旦生活保護受給者に対し給食費を支給することも可能。福祉事務所による自立に向けた支援は重要。

④ 市町村が実施する森林の土地の所有者等に関する調査結果を林地台帳に反映する見直し（森林法）

○今回の森林法の改正により、所有者不明森林の対応や林業施策の推進にどのよう

な効果が期待できるのか。

→林地台帳に固定資産課税台帳の全ての森林所有者情報を反映することが可能となり、所有者の特定に効果が出てくる。これにより市町村において、森林法に基づく伐採届の確認、森林経営管理法に基づく意向調査といった所有者情報を活用する事務の効率化が図られる。さらには林地台帳のデータは間伐等の施業の集約化に取り組む森林組合、林業事業体等に提供され、間伐を始めとする森林整備の一層の推進、森林の公益的機能の発揮、林業の成長産業化につながるものと考えられる。

○まず登記簿があり、登記簿から固定資産台帳があって、一方、登記簿からもう一つの派生として林地台帳が近年スタートした。その林地台帳の方は新たな所有者情報が入るようになってきている。林地台帳をもっと正確なものにしていくために、固定資産課税台帳から今回は情報が入るようになった。これで大体網羅しているわけか。

→森林の土地の所有者情報が記載される法定の台帳等は、林地台帳、さらには登記簿、固定資産課税台帳といったものがある。林地台帳の整備に当たり、登記簿の情報、さらには固定資産課税台帳の情報を生かし、さらには林野庁の森林法に基づく届出情報を総合的に林地台帳に盛り込んで整備している。現状は、固定資産課税台帳の森林の土地の所有者情報のうち、平成24年度以降、新たに森林の土地の所有者になった者の情報は活用できるが、それ以前のものには活用できない実態。今回、森林法の改正により、市町村が林地台帳の整備のために調査する規定を設けたことを受け、固定資産課税台帳に記載された全ての森林の土地の所有者情報の内部利用が可能となる。今回の措置により乖離なく全ての情報が林地台帳で活用できる。

○登記簿は、登記しない方が多いので、実態から離れてしまい、所有者がわからない状況。森林を荒れさせないための基礎的情報は所有者情報。誰が管理するのかも含めた所見は。

→所有者不明土地問題は、公共事業用地取得や農地の集約化、森林適正管理、あるいは民間の土地取引といったさまざまな分野で問題と認識。政府は、所有者不明土地等対策の推進のための関係閣僚会議のもとで工程表を策定し、期限を区切った計画的な対策を推進。所有者不明土地の活用促進は、地方創生の観点からも極めて重要。

⑤ 町村による都市計画の決定に係る協議における都道府県同意の廃止（都市計画法）

○第1次一括法で、市について都市計画決定に係る都道府県の同意が廃止されたが、都道府県と市の協議において問題は発生していないか。また、発生している場合があるとすれば、どのような内容で、どのような対応がなされているのか。

→調査では、都道府県の中で約4分の1に当たる12の団体で多少支障があったと回答。一例を挙げると、市が道路の橋のかけかえをするに当たり道路の拡幅をしようとしたが、拡幅後の道路が生活道路にぶつかり交通渋滞を招くおそれがあるということで、県と調整をし、最終的には、市の都市計画審議会の意見を伺い、拡幅部分を更に延伸することで地元で調整が図られたという事例。

○平成27年度の対応方針及び平成30年度の対応方針では、都市計画運用指針で定められた協議に当たっての留意事項を、都道府県が市町村と調整の上定める協議ルールに位置づける取り組みを進めるとされている。この留意事項を協議ルールに位置づける取り組みの定着状況は？ また、改正後においても、都道府県と市町村の協議の状況を調査し、フォローアップを行う必要があるのではないか。

→国土交通省では、平成26年の地方分権の提案募集において、全国町村会等から、都道府県知事の同意の廃止を求める提案があったことなどを契機に、必要な協議ルールの整備を進めてきた。具体的には、①都市計画決定手続等に先立ち十分な時間的余裕を持って事前協議を実施する、②協議における標準処理期間を設定する、③協議不調の場合には協議内容に対する考え方を市町村都市計画審議会に提出するの3点。令和元年度末までで全ての都道府県で協議ルールが定められた。

4. 2019対応方針ならびに第10次一括法等の検討

(1) 先細る提案数

2014年からはじまった提案募集方式は、2019年で6年目を迎えた。2018年は提案件数の減少に歯止めがかかったものの、2019年は再び提案数の減少に転じた。

有識者会議、専門部会、内閣府地方分権改革推進室等の「分権改革の当事者」は対応件数に対する実現割合が最も高くなったと成果を喧伝するが、提案件数を分母にして対応割合・実現割合を算出すると、前者は2015年が最も高く68.3%、後者は2017年が最も高く59.0%で、これらに対し、2019年の提案件数に対する対応割合は59.1%、

提案件数に対する実現割合は53.2%でいずれも及ばない。

2018年は、提案件数を回復基調にのせるために市町村からの積極的な提案を働きかけ、いわば量を重視し、その結果、提案の質が劣化（支障事例等が示せない、提案募集の対象外等）したことから、2019年は提案そのものの質を事前に精査した結果、量そのものが落ち込んだようだ。

次に、実現した提案の中身である。

2019年の対応方針について、対応の分類を見ると、81件約4割が「通知又は周知」による対応、次年度以降に結論を得るべき検討が48件27%。一方、法律や政省令等改正を伴って実施するものは、2019年対応方針では21%に過ぎない（表6参照）⁽¹⁵⁾。

提案の質を精査した結果、法令改正による実施の割合は増加したものの、「通知又は周知」も相当の割合を占める。後者はすでに地方自治体の判断に委ねられていたものを、改めて、周知するというものに過ぎず、この間において指摘しているように、提案募集方式は、地方分権改革の落穂拾い化しているといわざるをえない⁽¹⁶⁾。

表5 提案件数等の推移

	提案件数 A	対応件数 B	実現件数 C	実現できなかったもの	提案件数に対する対応割合 B/A	提案件数に対する実現割合 C/A	対応件数に対する実現割合 C/B
2014年	953件	535件	341件	194件	56.1%	35.8%	63.7%
2015年	334件	228件	166件	62件	68.3%	49.7%	72.8%
2016年	304件	196件	150件	46件	64.5%	49.3%	76.5%
2017年	311件	207件	186件	21件	66.6%	59.0%	89.9%
2018年	319件	188件	168件	20件	58.9%	52.7%	89.4%
2019年	301件	178件	160件	18件	59.1%	53.2%	89.9%

(15) 筆者は対応方針の個々の項目に示された措置内容をカウントし、表6の分類を作成した。対応方針の項目と地方からの提案とは、必ずしも一致しない。

(16) 拙稿「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律～第8次一括法～（平成30年6月27日法律66号）」『自治総研』（481）2018・11、45頁以下

表6 2019対応方針の事項の対応分類

単位：事項

	実施するもの						通知又は周知	その他措置	検討
	法律改正	政令	省令	要綱・要領・その他	告示				
1. 国から地方公共団体に事務権限の移譲									
2. 都道府県から市町村への事務権限の移譲	2	1	1						2
3. 義務付け・枠付けの見直し	36 (8)	15 (3)	1	8 (3)	12 (2)		64 (30)	27 (13)	46
合計 <%>	38 (21)	16	2	8	12		64 (36)	27 (15)	48 (27)
<参考2018> <%>	31 (15)	5	6	12	4	4	81 (40)	23 (11)	69 (34)

出典) 2019対応方針より筆者作成。

注) 丸カッコ内は措置済みの事項

(2) アウトソーシング推進に変質した地方分権改革～生活保護業務の外部委託を中心に～

筆者は、2018年提案募集に関して、分権改革が事務カイゼンに力点を置くものに変質したことを指摘したが⁽¹⁷⁾⁽¹⁸⁾、これに加え、2019年提案募集では、アウトソーシングを推進するために国の規制緩和を求めるものへとさらに変貌した。

たとえば2019対応方針では、アウトソーシング推進について、以下の事項が並ぶ。

- 国勢調査（5条2項）において調査員が行う事務の外部委託については、国民の統計調査への信頼及び調査の精度維持に留意した上で、令和7年の国勢調査に向けて検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
- ケースワーク業務の外部委託については、以下のとおりとする。
 - ・ 福祉事務所の実施体制に関する調査結果や地方公共団体等の意見を踏まえつつ、現行制度で外部委託が可能な業務の範囲について令和2年度中に整理した上で、

(17) 拙稿「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律～第9次一括法～（令和元年6月7日法律26号）」『自治総研』（496）2020・2、85頁以下

(18) 谷日本経済新聞編集委員も、次のように指摘する。「最近の取り組みは『改革』と呼ぶよりも『事務運営の改善』と呼ぶ方がしっくりとくるような内容だ。……現在の提案募集方式の枠を超えた新たな改革に改めて踏み出すのか。それとも『分権』などと言う大げさな表現はやめて淡々と毎年『事務改善』を続けるのか」前掲注(4)、47頁

必要な措置を講ずる。

- ・ 現行制度で外部委託が困難な業務については、地方公共団体等の意見を踏まえつつ、外部委託を可能とすることについて検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
- 公営住宅の明渡請求後に明渡義務を履行しないこと等に基づく損害賠償金については、当該損害賠償金の徴収事務の円滑かつ効率的な実施に資するよう、当該事務のうち、私人に委託することが可能な事実行為又は補助行為の範囲を明確にした上で、その運用について留意事項とともに、地方公共団体に令和元年度中に通知する。

地方分権改革と規制緩和には親和性があることについては、つとに指摘されてきたところであり⁽¹⁹⁾、義務付け・枠付けの緩和に関しても、国による地方への規制緩和とも表現されてきた。たとえば、第28回有識者会議・第52回専門部会合同会議（2017年2月20日）の資料には、地方分権改革と規制改革・国家戦略特区との役割分担について、次のように記されている⁽²⁰⁾。

「次のような基本的な役割分担に基づき、対応。

- ・ 規制改革……民間に対する規制緩和を、全国的に実施
- ・ 国家戦略特区……官民に対する規制緩和を、特定の区域に限定して実施
- ・ 地方分権改革……地方に対する規制緩和及び事務・権限の移譲を全国的な制度として実施」

2019年提案募集に記された事項は、地方分権改革を通じて、民間に対する規制改革を推進するという合わせ技となっている。この場合、民間に対する規制緩和が主で、それを実現するための従としての地方に対する義務付け・枠付けの緩和という並びになる。いわば「官から民へ」を実現するための「国から地方へ」なのである。

なぜ、地方分権改革は規制緩和と親和性があるのだろうか。おそらく地方分権改革

(19) 例えば、笠木映里「地方分権改革の位相（第7回・完） 地方分権と社会保障政策の今後——今次分権改革の動向と論点整理——」『ジュリスト』（1361）。岡崎祐司「保育の準市場化——その問題点と保育政策の展望——」『（佛教大学）社会福祉学部論集』（5）2009・3など。

(20) 第28回有識者会議・第52回専門部会合同会議（2017年2月20日）資料6「これまでの課題を踏まえた平成29年の提案募集への対応（案）」

は、誰もが反対できない理念としての争点（アジェンダ）に設定されたとしても、それを実現する政治過程においてはその理念だけでは動かず、何らかの利益の政治との合致が必要だからである⁽²¹⁾。

分権改革を通じて利益を得られる政治勢力とは、一つは規制緩和により公共サービスに参入できる営利企業等であろう。この間の提案募集に基づく一括法で実現した一連の法改正、例えば文化財保護法の改正や、社会教育施設の所管を条例で教育委員会から首長部局へ移管することを可能とした社会教育法、図書館法、博物館法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正は、もともとの発信源は未来投資会議にあり、未来投資戦略に沿って文化財を観光分野に活用しやすくするための、「稼げるインフラづくり」を目的としたものなのである⁽²²⁾。

さらにもう一つの利益を得られる政治勢力とは、行政改革にまい進する自治体総務・財務部門である。財政ひっ迫、人口減による税源縮小の見通しのなかで、公共サービスのアウトソーシングや公務員の非正規化をはじめとする行政リストラが喫緊の課題となっている。これら行政リストラ指向の高い自治体総務・財務部門においては、誰もが異論を唱えられない地方分権という冠を付けた提案募集方式は、絶好の機会と映る。

以下、この点について対応方針に記されたケースワーク業務の外部委託問題を中心に、どのような経過を経て対応方針の記述に至っていったのかの経過から考察する⁽²³⁾。

① 生活保護事務における「地方に対する規制緩和」 2000年地方分権一括法

2000年施行の「地方分権を推進するための関係法律の整備等に関する法律」により、生活保護法・社会福祉事業法（現在は社会福祉法）が改正された。機関委任事務の廃止と新たな事務の再編成により、生活保護に関する事務（保護決定、保護施設に関する認可、指導監督等）は、基本的に法定受託事務とされ、自治事務として

(21) 金井利之は次のように記す。「国政為政者から見れば、分権改革とは、自らの権力追求という利益に反する傾向が強く、それゆえに困難性が大きいということである。逆に、利益政治面ではほとんど可能性のない分権改革が起きる必要条件を考えることが、重要になってくる」。同「分権改革の困難性と可能性」『自治総研』（430）2014・8、34頁

(22) 拙稿「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律～第9次一括法～（令和元年6月7日法律26号）」『自治総研』（496）2020・2、82頁以下

(23) 自治立法権の拡充に資するといわれる「条例による上書き権」も、その淵源を辿ると、規制緩和の受け皿としての「道州制特区」構想にたどり着く。拙稿「経済財政諮問会議的分権改革と『条例による上書き権』」『自治総研』（442）2015・8、28頁以下

自立助長のための相談及び助言事務を明確化する条文が新設された（生活保護法27条の2）。

社会福祉事業法（現在は社会福祉法）の改正に関しては、次の通り。

ア 福祉事務所の現業員（ケースワーカー）の配置数を最低配置基準から「標準数」に見直し（現行社会福祉法16条）

イ 指導監督職員（S V）及びケースワーカーの職務専任規制の緩和（現行社会福祉法17条）

ウ 福祉事務所の設置に関する法的基準の撤廃（旧社会福祉事業法13条）

上記のア～ウの見直しは、第1次分権改革における必置規制の見直しの一環として実施されたものであり、その内容からも純粹に「（国から）地方に対する規制緩和」といえるものであった。

② 生活保護事務の外部委託に関する経過

2000年代に入り、生活保護事務の外部委託化の議論が盛んに行われるようになる⁽²⁴⁾。この時点では、地方分権改革とは別次元での協議であった。

ア 行政サービスの民間開放等に係る論点について（2003年）⁽²⁵⁾

経済財政諮問会議の命を受けた内閣府は、民間委託に関する調査において地方公共団体からの指摘でみられた項目を中心に、行政サービスの民間開放等を阻害する法令等の要因を洗い出し、論点をまとめた。

同調査では、地方からの阻害要因の指摘として、「生活保護法19条1項及び同条4項により、生活保護の決定及び実施については市長が行うこと、及び委任はその管理下にある行政庁に限ると規定されているため、外部委託できない。（富田林市、尾西市）」があった。これに対する厚生労働省の回答は、「生活保護の事務を外部委託するとした場合、①生活保護の決定及び実施に当たっては、保護の実施機関は、要保護者の資産状況、健康状態等の調査ができることとされており、被保護者の個人情報が集約されること、②被保護者に対する、保護費の返還命令等の行政処分ができることとされていることから、民間機関が実施すること

(24) 生活保護事務の外部委託化の議論経過については、牧園清子「生活保護と民間委託」『松山大学論集』25(2)2013・6、桜井啓太「生活保護ケースワーカー業務の外部委託化提案の経緯とこれから」『賃金と社会保障』（1754）2020・5月下旬号を参照。本稿はこれらの論稿に多くを負っている。

(25) 経済財政諮問会議「行政サービスの民間開放等に係る論点について」2003年11月26日、内閣府提出資料

は困難」というものであった。

イ 社会保障制度審議会福祉部会「生活保護制度の在り方に関する専門委員会」⁽²⁶⁾

新たに自治事務として地方自治体の実施すべき事務として生活保護法27条の2に規定された自立支援の具体化を検討した社会保障制度審議会福祉部会「生活保護制度の在り方に関する専門委員会」報告書においては、地方自治体の役割として、「(1)就労支援、カウンセリング、多重債務問題、日常生活支援等に関する経験や専門知識を有する人材の活用、(2)社会福祉法人、民間事業者等や、民生委員、社会福祉協議会等との協力強化及びアウトソーシングの推進、(3)救護施設等の社会福祉施設との連携等、地域の様々な社会資源を活用することにより、その独自性を生かした実施体制を構築することが必要」と提言した。すなわち自立支援については民間委託が可能であるとした。

ウ 内閣府・規制改革・民間開放推進会議「規制改革・民間開放の推進に関する第3次答申 — さらなる飛躍を目指して —」(2006年)⁽²⁷⁾

2006年12月に公表された規制改革・民間開放推進会議「規制改革・民間開放の推進に関する第3次答申」においては、生活保護に係る自立支援業務に関して、「福祉事務所のケースワーカーについては、被保護世帯の増加に応じた増員が追いつかない地方公共団体が増加していることや、業務経験1年未満の職員が4分の1程度存在し、さらに社会福祉士等の専門資格を有したものは少なく必ずしも十分な知識・経験を有していない職員も多いとの指摘もあり、質・量の面での不十分さは否めない状況にある」との問題意識のもと、「自立支援業務を中心に専門性を有する社会福祉士、特定非営利活動法人等への外部委託、嘱託、非常勤職員の積極的な活用も図ることがケースワークの質を高める観点から有効」との施策を提言し、自立支援事務に関して外部委託に加え、ケースワーカーの非正規公務員化が有効であるとの認識を示した。

エ 生活保護制度に関する国と地方の協議に係る中間とりまとめ(2011年12月12日)

2011年に開催された生活保護制度に関する国と地方の協議は、生活保護受給世帯の増加、とりわけ稼働能力のある生活保護受給者の急増、高齢者等の就労を通じた経済的自立が容易でない者の増加等への対応に追われる地方自治体側から呼

(26) 「生活保護制度の在り方に関する専門委員会報告書」(2004年12月15日)

(27) 規制改革・民間開放推進会議「規制改革・民間開放の推進に関する第3次答申 — さらなる飛躍を目指して —」(2006年12月25日)

びかけられて開催された。同協議は2011年12月12日に中間とりまとめを行ったが、その中で、「実施機関の事務負担軽減に関する取組」として、次のように記述している⁽²⁸⁾。

「受給者の自立に向けてはきめ細かな『伴走型』の支援が必要（中略）地方自治体では就労支援員等専門家の活用やNPOや社会福祉士等の専門機関への委託等を進める。また、国では、ケースワーカーの業務改善に向けた具体的検討を開始し、ケースワーカーが担うべき業務と当該専門家や外部に委託できる業務との関係整理や委託する際のマニュアルの作成を行うとともに、訪問調査回数の緩和等のケースワーカーの負担軽減策について、福祉事務所の実態を踏まえつつ、調査・検討する必要がある」。

オ 生活保護制度に関する国と地方の協議のとりまとめ（2017年12月5日）

生活保護制度のあり方をめぐって、2017年に6回にわたり開催された「生活保護制度に関する国と地方の実務者協議」における議論整理を踏まえ、同年12月5日、生活保護制度に関する国と地方の協議のとりまとめが行われた。そこでは、ケースワーク業務等のあり方について、「稼働能力のある者に対する就労支援や不正受給対策等の業務を効率的・効果的に行う観点から、ケースワーク業務の重点化や外部委託のあり方、生活困窮者自立支援制度との連携に関し、関係者で議論を深めていく必要」と指摘している。

上記の通り、2000年以降の生活保護業務の外部委託化に関する議論は、当初はストレートに規制緩和・民間開放の推進の観点から進められ、この点は厚生労働省の側からの強い抵抗にあって進展せず、2010年代に入ってから、急増する生活保護受給世帯への対応に迫られた地方側からの要請に基づき、厚生労働省の主導の下、福祉行政の見直しの一環として国と地方の協議の場が開催された。しかしながら、生活保護行政の抜本的改革には至らず、外部委託に関しては、生活保護法19条1項および4項に規定する生活保護事業の本体部分には手を付けられず、自立支援事業や調査等の一部の事務に関してアウトソーシングが容認されるというものに終始した。

(28) 第2回生活保護制度に関する国と地方の協議 中間とりまとめ（2011年12月12日）

③ 専門部会での議論経過

2019年の提案募集において、地方の側から、ケースワーク業務の一部外部委託化が提案される。つまり外部委託化の実現に向けた協議レベルは、民間への規制緩和（「官から民」）というステージから、地方分権改革のステージから進めるという新たな段階に入った（「官から民」を目指した「国から地方」）。

以下、有識者会議の専門部会の議論経過を振り返っておく。

ア 地方からの提案事項（2019年6月28日）⁽²⁹⁾

提案団体：市川市、提案区分：地方に対する規制緩和

提案事項（事項名）：ケースワーク業務の一部外部委託化

求める措置の具体的内容：生活保護の決定及び実施に関連するケースワーク業務のうち、高齢者世帯への定期的な訪問や、被保護者からの簡易な電話問い合わせなどの一部業務について外部委託化を可能とする。

具体的な支障事例（抄）：生活保護の決定及び実施は、都道府県知事、市長及び町村長が行い、委任はその管理下にある行政庁に限るため、たとえその一部であっても外部委託することはできない。本市の生活保護の被保護者数は年々増加しており、ケースワーカーの負担が増加している中で、ケースワーカーには、被保護者の生存権を保障する支援はもちろんのこと、自立を促すための指導や、不正受給の防止など、多様な役割が求められるが、このまま被保護者数が増加する状況が続くことが見込まれる中で、十分な支援を行うことが難しくなっていく可能性がある。

根拠法令等：生活保護法第19条第1項及び第4項

制度の所管府省：厚生労働省

追加共同提案団体：松戸市、美濃加茂市、大阪府、高松市、熊本市

イ 厚生労働省第1次回答（2019年9月2日）⁽³⁰⁾

当該提案事項は、専門部会において審議する重点事項とはならず、内閣府と関係府省との間で調整を行う提案に位置づけられた。

2019年9月2日に取りまとめられた厚生労働省からの第1次回答は以下の通り。

「生活保護における定期訪問等は、生活保護受給世帯の安否確認や生活の支援

(29) 第37回有識者会議・第91回専門部会合同会議（2019年6月28日）参考資料2

(30) 第38回有識者会議・第98回専門部会合同会議（2019年9月2日）参考資料

を行うだけでなく、訪問等を踏まえた保護の程度決定や指導指示など、国民の権利・義務に深く関係する業務であり、公権力の行使に深く関係するとともに、その実行性を担保する必要があるため、御提案の外部委託の在り方については、引き続き慎重な検討を有するものとする。なお、現在、ケースワーカーの業務負担の軽減を目的として、社会福祉推進事業において、福祉事務所の実施体制に関する悉皆調査を実施しているところである。」

この回答に対し、専門部会では、積極的に再検討を迫るものとは至らなかった。

ウ 令和元年度生活保護担当指導職員ブロック会議事前アンケート結果（2019年秋）

厚生労働省は、福祉事務所の実施体制に関する調査を実施し、このうち都道府県・政令市・中核市本庁の合計125自治体分について取りまとめ、令和元年度生活保護担当指導職員ブロック会議において公表した。

結果は、「ケースワーク業務の一部を外部委託することや、非常勤職員が行うことについてどのように考えますか？」という問いに対し、賛成44%（55団体）、反対26%（33団体）、その他30%（37団体）と賛成が多数という結果であった。

この調査結果については、社会福祉の研究者等から異論が出されている。たとえば吉永純は「この質問方法と結果には基本的に欠陥がある」とし、それはまったく性格の異なる外部委託（福祉事務所から直接指示ができない請負契約）と非常勤職員化（直接業務上の指示を行える雇用契約）を同じ質問項目の中で賛否を問うというもので、「意図的な水増しによって、ケースワーク業務の民間委託に自治体が賛成しているように見せかけているもの」で、悪質なものといわねばならないとする⁽³¹⁾。

エ 2019対応方針

2019年の対応方針では、次のように記載された。

- ケースワーク業務の外部委託については、以下のとおりとする。
 - ・ 福祉事務所の実施体制に関する調査結果や地方公共団体等の意見を踏まえつつ、現行制度で外部委託が可能な業務の範囲について令和2年度中に整理

(31) 吉永純「生活保護ケースワーク民間委託の問題点」『賃金と社会保障』（1754）2020・5月下旬号、28頁以下。また桜井啓太も前掲注(24)の論稿のなかで、「ダブルバーレル質問（委託と非常勤を一緒にたに尋ねる）」という不適切な社会調査の見本のような質問設定で、正当制は大いに疑問（非常勤は賛成だが委託は反対のようなケースも賛成にカウントされる）と指弾している。

した上で、必要な措置を講ずる。

- ・ 現行制度で外部委託が困難な業務については、地方公共団体等の意見を踏まえつつ、外部委託を可能とすることについて検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

アで見たように、市川市の提案は、「ケースワーク業務のうち、高齢者世帯への定期的な訪問や、被保護者からの簡易な電話問い合わせなどの一部業務について外部委託化を可能とする」と限定的だった。ところがエで見たように、2019対応方針は、「現行制度で外部委託が困難な業務については、地方公共団体等の意見を踏まえつつ、外部委託を可能とすることについて検討」とし、外部委託の範囲を限定せずに、現行制度ではできないものは、法改正をしてでも委託を進めるとしている。

このように専門部会、有識者会議そして政府の姿勢は、外部委託化に前のめりのものとなっている。

つまり提案募集開始後の地方分権改革の性質は、落穂拾い化に始まり、事務カイゼン化に転化し、いまやアウトソーシングすることを目的とすることに変質したのである⁽³²⁾。

おわりに 6年目の提案募集方式の評価と見直しの機運

提案募集を繰り返して行って、はたして、国・地方関係の抜本的改革になるのか、自治立法権⁽³³⁾、自治財政権等の拡充につながるのか、という根本からの問いかけが始まろうとしている。

たとえば、有識者会議議員で、全国知事会の地方分権推進特別委員会委員長である平井鳥取県知事から第40回有識者会議・第105回専門部会に提出された資料には、次のような記載がある⁽³⁴⁾。

(32) 多少、先取りすると、2020年6月29日に開催された第41回有識者会議・第106回専門部会合同会議の資料12では、令和元年対応方針のフォローアップ事項としての記載はなく、この結果、2020年の対応方針でも、生活保護事務の外部委託に関する事項そのものが消えている。

(33) 提案募集方式と自治立法権の間柄に関しては、劔持麻衣「提案募集方式を通じた自治立法権の拡充」『都市とガバナンス』(34)2020・9、98頁以下参照

(34) 第40回有識者会議・第105回専門部会(2020年2月19日)資料8平井議員提出資料

「地方分権の成果を広く地域が実感できるような制度的担保を図っていくことが重要であり、国と地方の役割分担の見直しを踏まえた以下のような制度的議論について、有識者会議においても展開していくべき。

＜有識者会議で展開していくべき制度的議論の例＞

- ・ 分権型社会を見据えた地方税財政制度の構築
- ・ 「従うべき基準」の撤廃など、条例による自治立法権の拡充・強化
- ・ 国と地方の意見調整など、立法プロセスに地方の意見を反映する仕組みづくり等

さらに第10次一括法を審議した参議院地方創生及び消費者問題に関する特別委員会においても、概要、次のような発言が議事録に記されている⁽³⁵⁾。

「提案募集方式だけをこれ20次、30次と続けていって、本当に真の分権改革というものが進んでいくのか甚だ疑問。やり方を抜本的に変えるべきで、委員会勧告方式と提案募集方式とのハイブリッドであるとか、そういった抜本的な改革が必要ではないか」「自治立法権の拡充強化については過去にも議論が行われ、平成21年の地方分権改革推進委員会第3次勧告では、通則規定で条例による国の法令の上書き権を保障することについて言及がなされていると聞いている」「こういった上書き権といったものをしっかりと検討していくことも必要はないか。自治事務や様々な執行基準に関しては上書き権を認めていくことにより自治立法権を拡充強化していくことをお考えになった方がいいのではないか。磯崎中央大学法学部教授は、上書き権の制度化について、そもそも憲法は包括的な条例制定権を保障し、この立法権は国の立法権から独立した権能であり、上下の関係にあるわけではない、ただ、自治体の事務に関して法律が制定された場合に、法規範間の抵触を調整する必要があるため法律に優先的効果を認めたものと解される、むしろ過剰過密な法制度が放置されている中で、地方自治の本旨を実現するために条例の上書き権が要請されていると考えるべきとしている。」

平井知事の提出資料は、全国知事会に設置された「地方分権改革の推進に向けた研究会」の議論を反映したものであるが、2020年10月29日にまとめられた「地方分権改革の推進に

(35) 第201回国会参議院地方創生及び消費者問題に関する特別委員会 第8号 令和2年5月29日13頁、柳ヶ瀬裕文（日本維新）の発言。

に向けた研究会の報告書」⁽³⁶⁾は、次のような提言をまとめている。

- 地域の実情に合った施策の実施が可能となるよう自治立法権を拡充・強化
 - ・ 義務付け・枠付けの緩和や法令の統廃合など、法令の規律密度緩和
 - ・ 「従うべき基準」の原則「参酌基準化」
 - ・ 条例制定をはじめとする自治立法権の積極的な行使
- 地方の負担となっている計画策定に関する規定の見直し
 - ・ 計画策定を求める法令等の見直し
 - ・ 趣旨・目的の重複や必要性の低下が見られる計画等の統廃合
- ※ 法令により計画等の策定を求める規定：157件（H4年）⇒390件（R元年）
- 国の政策決定プロセスに地方が参画する仕組みを充実
 - ・ 政策形成段階から国の政策決定プロセスに地方が参画
 - ・ 分野別分科会の設置など、「国と地方の協議の場」の制度的充実
 - ・ 議員立法に地方の意見を反映させる仕組みを導入
- 国と地方の緊密な連携による新しいパートナーシップを構築
 - ・ あらゆる分野において国と地方の代表者が実質的な議論を行う場を定常的に設置
 - ・ 国が専ら所管している行政分野における国・地方協働型の行政運営の推進
- 地方自治の基盤となる地方税財政の充実・強化
 - ・ 地方全体と個別自治体レベルとを含めた地方一般財源の確保・充実
 - ・ 国と地方の税収割合と歳出割合の乖離の縮小
 - ・ 地方税財政の制度設計や配分等の決定における地方代表の参画

要は、提案募集方式で、事務カイゼン等を繰り返しても、国・地方関係の抜本的改革に結びつかないのであり、とりわけ自治立法権を拡充・強化するためには、国の政策決定プロセスに地方が参画する仕組みを充実したり、あらゆる分野において国と地方の代表者が実質的な議論を行う場を定常的に設置するなどの新たな方策が必要なのであって、現段階は、これらの方策を議論するための新たな装置が希求されているのである。

（かんばやし ようじ 公益財団法人地方自治総合研究所研究員）

(36) 全国知事会地方分権推進特別委員会、地方分権改革の推進に向けた研究会「地方分権改革の推進に向けた研究会報告書」（2020年10月）

【参考文献】

脚注記載のほか、以下の文献を参照した。

- 小久保哲郎「ケースワーク外部委託化の論点（その1）ケースワーク業務の外部委託化は法的に許されるのか：いま改めて立法経緯に立ち返り『国家責任の原理』を考える」『公的扶助研究』（259）2020・10
- 嶋田暁文・木佐茂男『分権危惧論の検証 教育・都市計画・福祉を題材として』公人の友社、2015年
- 小林勇人「生活保護のワークフェア改革と地方分権化」『現代思想』40（11）2012・9
- 笹口裕二「地方統治機構の改革経緯と新しい動き」『立法と調査』（360）2015・1
- 島田恵司「生活保護制度改革と自治体の課題——地方分権を進めるしかない」『市政研究』（154）2007年
- 谷口伊三美「ケースワーカー業務の外部委託化～大阪市の実施体制から考える」『賃金と社会保障』（1754）2020・5月下旬号
- 中村文夫「学校給食費の自治体間格差の現状と改善の道筋」『都市問題』（109）2018・12
- 吉永純「生活保護ケースワーク民間委託の問題点：現行法制度、給付とケースワークの構造を踏まえた考察」『公的扶助研究』（258）2020・7